

事 務 連 絡
令和7年(2025年)10月31日

市内介護事業者 各位

鎌倉市健康福祉部
介護保険課長

災害時情報共有システムの活用について（依頼）

日頃より、本市介護保険の運営についてご理解、ご協力いただきありがとうございます。

また、近年の、台風だけでなくゲリラ豪雨や線状降水帯などによる大雨等への対策、対応や、南海トラフ地震等、懸念すべき災害に備えた対策等、日々ご対応いただきありがとうございます。

災害発生時は、各都道府県が社会福祉施設等の被災状況の情報を収集して必要な措置を講じ、さらに国に情報提供するため、令和3年6月に、既存の介護サービス情報公表システムに「災害時情報共有機能」（以下「システム」という）が追加されました。

令和6年11月6日付国通知において、都道府県は、災害時の電気、水、燃料その他の物資や人的な支援が必要な施設の情報をシステムで把握し、支援の調整等を行うこととされており、災害時の重要なSOS発信手段であるとも言えます。本市も、各事業所の被災状況や支援の必要性を一括で把握・共有する有効な手段として認識しており、活用を推奨していきたいと考えております。

最近の実際の災害時に入力された市内事業所が少なかったことが確認できたため、本訓練と合わせた入力の訓練の機会とし、各事業所におかれましては、万が一の事態に備え、災害時の必須作業として位置づける等、災害時のシステムの活用についてあらためてご検討いただきますようお願いいたします。

【参考】最近の災害時における市内介護サービス事業所の入力状況

7月30日津波警報 30事業所

8月6日からの大雨 15事業所

9月3日からの前線と熱帯低気圧による大雨 24事業所

【事務担当】

鎌倉市介護保険課
電話 0467-23-3000